

行政・特に公衆衛生分野における獣医師

Animal Medical Care Requires Diverse Services - Veterinarians in Public Administration, Particularly in the Public Health Field



兵庫県健康福祉部 生活消費局 生活衛生課 課長補佐兼動物衛生 係長・杉原 未規夫

Mikio SUGIHARA, Assistant Department Chief and Animal Health Section Chief, Health and Welfare Dept., Consumer Affairs Bureau, Public Health Division, Hyogo Prefectural Government

○杉原先生

ありがとうございます。

ただいま御紹介にあずかりました、兵庫県庁生活衛生課動物衛生係長の杉原と申します。

先ほど、お二人の先生のように私は話がうまくございませんので、お聞き苦しい点がありましたら御了承ください。それから、私からは先ほどから若干、行政の獣医師のお話が出たんですが、私が勤めております兵庫県に勤務しております獣医師の概要についてお話をさせていただければと思っております。

私自身のお話をさせていただければ、今まで主に狂犬病予防、それから動物の愛護管理の分野で仕事をしておりますので、他の分野につきましては非常に疎い

ところがございます。その点、御了解いただきたくよろしく願いいたします。

県行政獣医師のまず概要として、まずきょうの内容なんですが、その概要を述べさせていただいて、皆さん、若干お話も出てましたが、県の獣医師におきましては、農林獣医師と衛生獣医師と大きくこの二つがございます。特に私が勤めておりますのは衛生獣医師ですので、そちらの話を中心にして思っております。

それから、兵庫県につきましては、先ほど細井戸先生からもお話がございましたが、私自身も兵庫県南部地震動物救援本部、平成7年のときに本部、兵庫県職員として、今、兵庫県の動物愛護センターの沼田所長とともに2人、この南部地震動物救援本部に直接携わっております。その関係もございまして、福島県に私も兵庫県の職員を数多く派遣しておりますので、若干そのお話をさせていただければと思っております。

【スライド1-2】

県行政の獣医師、兵庫県は獣医職としましては、どうも北海道に次ぎまして2番目に多いようです。衛生分野で現在134名、農林分野で113名、合計247名、この時代ですので人員削減等は進んでおる状態ですが、平成23年度の上級採用試験案内におきましても、獣医師という職種で6名程度の雇用が募集されております。ただ、公務員志望の方は少ないようです。【スライド3】

**多様な対応が求められる動物医療
行政・特に公衆衛生分野に
おける獣医師**

兵庫県健康福祉部生活消費局
生活衛生課動物衛生係
杉原 未規夫

【スライド1】

内 容

- 県行政の獣医師の概要
- 農林獣医師
- 衛生獣医師
 - 保健所(健康福祉事務所)
 - 食肉衛生検査所
 - 動物愛護センター
- 福島県動物救護本部支援

【スライド2】

県行政の獣医師

兵庫県の獣医師職員

- 衛生分野: 134名
- 農林分野: 113名

※ 獣医師職が北海道について多い。

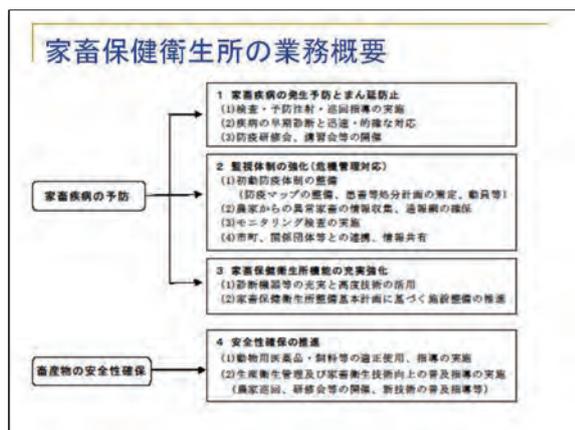
【平成23年度兵庫県職員 上級採用試験案内】より…抜粋

職種	採用予定人員	職務内容
一般事務職	35名程度	本庁又は地方機関で行う一般事務
警察事務職	12名程度	警察本部、警察署等で行う一般事務
教育事務職	20名程度	教育委員会事務局(本庁、地方機関、...)
保健師	2名程度	本庁、健康福祉事務所(保健所)等
栄養士	1名程度	本庁、健康福祉事務所(保健所)、...
獣医師	6名程度	本庁、健康福祉事務所(保健所)、食肉衛生検査センター、動物愛護センター等で行う公衆衛生事業等、又は本庁、家庭保健所等で行う家庭衛生事業等の専門的業務
薬剤師	10名程度	県立病院等で行う調剤等、又は本庁、...

【スライド3】



【スライド 5】



【スライド 6】

衛生獣医師

■ 公衆衛生の向上

■ 主な職場

県庁(生活衛生課等)	14人(10.4%)
保健所(13箇所)	42人(31.3%)
食肉衛生検査所(4箇所)	42人(31.3%)
動物愛護センター(4箇所)	32人(23.9%)
健康生活科学研究所 他	4人(3.1%)

【スライド 7】



【スライド 8】

まず最初に農林獣医師の職場について御紹介させていただきますと、農林ですので畜産振興なり家畜防疫が目的の仕事です。このように県庁、あるいは家畜保健衛生所、県立農林水産技術総合センター、あるいは農林事務所等、きょうのお話、野生生物の関係で私どもも、これは農林というより環境分野にうちのほうは属するんですけども、兵庫県の青垣町というところにきょうお話の出ました野生生物にかかわる研究センターを持っております。ただ、お話がありましたとおり、獣医師としてそこに入っておるのは若干名です。【スライド 5】

約半数を占めております農林獣医師の職場としましては、家保が約半数を占めておまして、このように兵庫県の場合は3家畜保健衛生所、プラス出張所が1カ所ということでございます。畜産の話は後ほどの横尾先生にまたお話をお譲りするとしまして、主には家畜疾病の予防と畜産物の安全確保ということでしております。

まず最初に疾病の予防と蔓延防止ということで、日常の畜産農家への立ち入りとか検査とか、あるいは予防注射とかいうもの、それからきょうも高病原性鳥インフルエンザの話が出ましたが、それらのいわゆる危機管理対策、それから、その疾病のみではなくて、いわゆる動物用医薬品であるとか飼料等の適正な使用についてもこちらの家畜保健衛生所が行っております。

【スライド 6】

次に、衛生獣医師、これが私がずっと所属しておるほうなんです、主な職場としましては県庁、保健所、それから食肉衛生検査所、それから兵庫県の場合は動物の愛護管理の関係につきましては動物愛護センターに集約しておりますので動物愛護センター。それから若干、健康生活科学研究所、これはいわゆる衛生研究所のことでございます。この数字を見ていただきましたらわかりますとおり、主には保健所と食検と動愛センター、この3カ所が兵庫県の場合、獣医師職の主な職場になっております。【スライド 7】

次に、保健所でそしたら獣医は何やってるのということになりますと、そのお話を若干させていただきます。保健所は、私どもが所属しておりますのは、いわゆる衛課業務でございまして、先ほども細井戸先生からお話ありましたが、いわゆる食品衛生の分野、それから環境衛生、それから今後、これは薬剤師さんが多分、中心になろうかと思いますが、薬事業務にもひょっとすると携わることが出てくるかもしれません。ただし、この薬事業務は人間の薬事業務です。これら3業務について共通しますのは、いわゆる営業関係施設の許認

保健所(健康福祉事務所)における業務

- 食品衛生
- 環境衛生
 - ① 営業関係(旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所)
 - ② 建築物衛生 等々
- 薬事業務

営業関係施設の許認可+監視指導等
⇒衛生的措置・公衆衛生の向上

【スライド 9】

衛生課業務・【対物業務】



【スライド 10】

食品衛生を取り巻く関係法令

	法	主な事務
食品業務	食品衛生法	食品関係営業施設に関する許認可・届出事務及び監視指導。⇒食中毒の予防等
	食品安全基本法	食品の安全性の確保に関し、基本理念を定めるとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する。
	調理師法・製菓衛生師法	調理師、製菓衛生師免許申請・書換え申請等の受付事務
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	家庭用品(衣料品や住宅用洗剤など)に含まれる化学物質による健康被害を未然に防止するために必要な規制を行う。
	食の安全安心と食育に関する条例(県庁)	食の安全安心に資する⇒「食品の製造等を行う工程の認定(県庁-IACCP)」
	魚介類行商条例	魚介類行商に係る衛生的規制

【スライド 11】

可と監視指導、いわゆる衛生的措置の担保という話をもって公衆衛生の向上という話です。

許認可という言葉は行政の先生方でないと聞きなれない言葉だと思うんですが、いわゆる基本的には飲食店をやるにしても、散髪屋さんをやるにしても許可になります。基本的には禁止事項です、どなたもがやれる事項ではない。それについてここに書いてあります人的要件、いわゆる資格要件であったり、あるいは施設的要件、いわゆる施設基準というものがございまして、施設要件であったり立地要件であったりというものを加味して禁止事項を解除するというのが許認可

事務です。許認可事務をしていただいた施設に対して立ち入り指導、監視を行うという形になります。いずれにしても、公衆衛生の向上なり公共への福祉の寄与ということが大きな目的になっております。

今までお話が出てこなかったんですが、私ども公務員ですので、非常にかた苦しくとらえられるのはこの辺に原因があるんですが、いわゆる我々のバックボーンは常に法律です。法律に基づいて仕事をしますので、法律に書いてあることはしなければなりません、法律に書いてないことはできない。ということで、食品衛生を取り巻く法律だけを数えましても、先ほどの食品衛生法を初めとして、一番下のは県の条例ですが、魚介類行商条例まで六つほどの法律を所管しております。

【スライド 8-11】

食品衛生

- 1 食中毒の調査・予防・啓発
- 2 営業許可に関すること
- 3 営業施設の監視
- 4 食品表示に関すること
- 5 食品等の苦情・相談対応
- 6 調理師・製菓衛生師免許
- 7 有害物質を含有する家庭用品の規制

【スライド 12】

食品衛生の分野で主にしますことは、ここに書いてありますとおり食中毒、あるいは食中毒事例にならなくても有症苦情という形で整理をしますけども、いわゆるそういう食中毒事例の調査、あるいはその予防、啓発、それから先ほどから何度も出てます営業許可に関する、それから施設への監視、それから、このごろは非常に表示のものがいわゆる消費者の方には興味というか、注目される場面ございまして、食品表示に関する、あるいは食品自体に対する苦情相談であるとか、それから調理師、製菓衛生師免許関係、それから有害物質含有、家庭用品の関係です、特に赤ちゃんがなめるようなおもちゃなんかは、この規制がかかっております。【スライド 12】

次に、環境衛生のほうなんですが、こちらは非常に所管法律が多いです。水道法、それから旅館、興業場。興業場というのはわかりますかね。いわゆる映画館とか、それから野球場とか、いわゆる人に見せるようなところを興業場といいます。それから公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、この辺が営業6法と言われるような法律でございまして、それから、

環境衛生を取り巻く関係法令	
法	主な事務
水道法	水道施設に関する監視指導及び国庫補助申請事務の経由事務等
旅館業法	旅館等に関する許可・届出事務及び監視指導等
興行場法	興行場(映画場・映画館等)に関する許可・届出事務及び監視指導等
公衆浴場法	公衆浴場に関する許可・届出事務及び監視指導等
理容師法	理容業に関する許可(確認)・届出事務及び監視指導等
美容師法	美容業に関する許可(確認)・届出事務及び監視指導等
クリーニング業法	クリーニング業(洗剤・取次ぎ)に関する許可(確認)・届出事務及び監視指導等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	建築物(床面積3千㎡以上)の届出事務、ビル管理業の登録經由事務等及び監視指導等
遊泳用プール指導要綱	プールの開設届等事務及び監視指導
化製場等に関する法律	化製場(皮革工場等)に係る許可經由事務、動物飼養施設(牛・豚等)を知事指定区域内で飼養保存する場合に係る許可・届出事務及び監視指導等
糞尿及び産汚物取除条例	糞尿(胎盤・胎帯等)及び産汚物(羊水等)の適正処理の措置等に関すること
衛生害虫に係る相談	ハチ、ダニ等衛生・不快害虫に係る相談等

【スライド 13】

環境衛生

- 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所

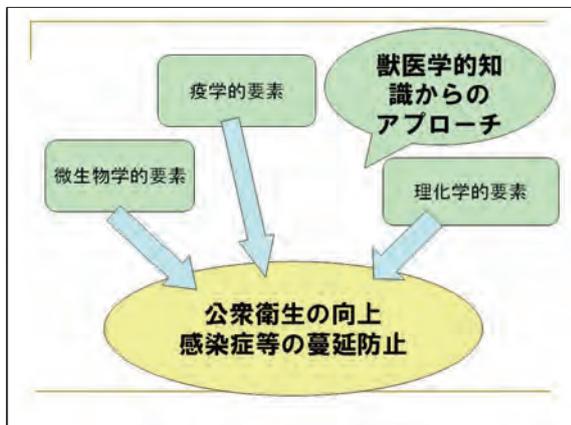
⇒① 許可等事務

② 衛生的観点からの立入り指導

③ 苦情・相談対応

等々

【スライド 14】



【スライド 15】

食鳥肉検査業務の概要



【スライド 16】

そのほかに床面積 3,000 平米以上、これは東京都なんてほとんどあると思いますが、そういういわゆるビルの管理に関する法律であるとか、あるいは遊泳用プールに関する法律、それから化製場というのは、これは兵庫県が約 7 割をそのシェアを占めておりますが、いわゆる皮革工場、皮工場に対する規制。あるいは知事が指定する区域における牛、馬、豚等を飼う場合の規制等が、この化製場等に関する法律。それから胞衣産汚物であるとか、そのほか衛生害虫にかかわること、環境衛生分野でこれらの法律を所管しております。旅館業法からクリーニング業法というのは俗に営業 6 法、営業関係の法律と言われてる分野です。【スライド 13】

環境衛生、営業許可の関係も一緒でして、許認可事務をやって立ち入りをしたり、あるいは苦情相談等を受け付けたりということで、食品衛生ほど社会のあまり注目をあびない業務ではあるんですが、そういうふうな今、言いました営業関係についても保健所の職員として獣医師がその業務に当たっております。

【スライド 14】

獣医学的に何の知識を持ってやるかということになりますと、この辺は僕の独断と偏見みたいな話なんですが、当然、食中毒なんていうのはもう微生物学的ないわゆる知識なり経験がないと対応できない分野です。それから疫学的な要素も加味されますし、いわゆる理化学的な要素なんかも加味されてきます。この辺がいわゆる我々が獣医学科で習ってきた内容がある程度生かして対応していく部分かなと思っております。

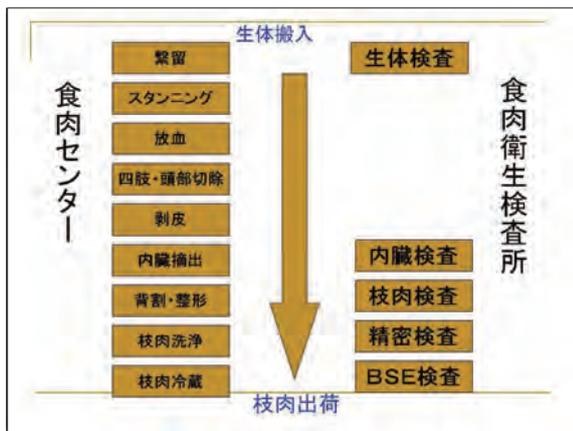
【スライド 15】

次に、食鳥肉の検査業務、もう一つ、獣医の仕事、これも典型的に獣医師の職場であります。皆様御存じのとおり、牛、馬、あるいはニワトリの肉というのは、検査をしないと市場には流通できません。それらの検査に当たっておるのが、兵庫県であればこちらに書いてあります食肉衛生検査所というところがその業務に当たっております。先ほどから何度も申しますとおり法律がございまして、当然、我々、仕事をする上で、いわゆると場法、これは牛、馬、豚、めん羊、ヤギ等の対象にするものです。それから、食鳥の処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、これは平成 4 年、比較的新しいです。対象はニワトリ、アヒル、七面鳥ということで、両方の法律にそれぞれ検査員は獣医師であることとか、法律の中で獣医師の位置づけを明記しております。【スライド 16-17】

これは実際の検査の流れなんですが、向かって左側が食肉センターにおけるいわゆる牛等の肉にするまで



【スライド 17】



【スライド 18】



【スライド 19】



【スライド 20】

の順序ということが書いてありまして、それぞれのところでこのように生体検査から内臓、枝肉、精密検査、さらにはBSEという問題が数年前、かなり前から取りざたされておりますのでBSE検査であるとかというものが、その検査内容として入ってきております。

【スライド 18】

これは生体検査の様子なんですが、この生体の状況に応じて、いわゆるここで生体検査、いわゆる望診というもの等を行いまして、この時点で全廃棄になる疾病もございます。極端な話、ここで万が一、口蹄疫なんていうものが発見されれば、その牛自体は解体禁止という措置になっていきます。【スライド 19】

これが内臓検査の様子でして、食肉センターの解体につきましても、いわゆる今、生食用の肉の問題が出ておりますが、非常に昔と違って一定、HACCP的な考え方を持ちながら順次整備されていってというのが現状です。ここ、それぞれの内臓検査であるとかに状況に応じて検査の結果、一部廃棄されるものもあれば、全部廃棄等の形になるものもございます。

【スライド 20】

精密検査

微生物検査

- ・細菌の培養検査等
- ・定期的に枝肉等の細菌汚染調査

理化学検査

- ・黄疸・尿毒症の場合などは血液・尿を検査
- ・定期的に肉や内臓に抗生物質や農薬が残っていないかどうかをチェック

病理検査

- ・腫瘍など肉や内臓の異常な部分について病理組織切片を作成し病気を診断

【スライド 21】

それから、次に実際のその後の精密検査の関係なんですが、これは一つ大きな目的は、解体状況に応じて微生物検査、いわゆる精密検査をすることによって、その結果をいわゆる酪農家の方たちにフィードバックさせる。それによってより健康な家畜を提供していただくということが大きな目的でして、いわゆる微生物による病気を疑った場合は、当然、細菌培養等の検査になりますし、それから定期的に牛、豚の枝肉、それから鳥の屠体なんかについても細菌汚染の状況を調べるような体制をとっております。それから高度の黄疸や尿毒症があった場合については、当然、血液や尿の検査も行いますし、さらには無作為で選んだ肉や内臓について抗生物質や農薬が残っていないかどうかの検査なんかのチェックもしております。それから腫瘍な

どを認めた場合については異常な部分について病理学的な検査を行っておると。これらをもとにして農林部局と調整をとりながら酪農家の方たちにその結果を返していった、いわゆる酪農振興にも役立っているという考え方がございます。【スライド 21】

BSE につきましては、ここに書いてありますとおりスクリーニング検査を兵庫県の場合、全頭行っております。全頭行いまして、さらに陽性が出た場合には国の機関へ確認検査を依頼するんですが、今のところ兵庫県下では、幸いなことに陽性事例はございません。今、言いましたとこで、それから BSE 検査に加えて、もう一つは、解体に当たっては特定危険部位、いわゆる延髄等につきましては除去してしまうということで、さらに安全確保を図っております。【スライド 22】

この辺はもうまさに獣医学、獣医師としての持ち領域でございまして、今、言いましたように微生物学的に、疫学的に、病理学的に、理化学的に、ある意味、臨床学的な見地で食肉衛生検査というのは行われておりまして、目的はここに書いてありますとおり、安全で安心な食肉の提供ということを目的にしています。ただ、昨今、生食肉の問題が起こりまして、法律的にも県においても規制条例ができますが、どこまでゼロリスクというものを望めるかということ、これは私の個人的な意見ですが、ゼロリスクにはならないと思っております。

【スライド 23-24】

次がここが私が一番、最も長きにわたって関与している持ち分野でございまして、今の立場もこの分野になります。動物愛護管理業務ということで、これも我々、仕事、法律がございまして、一つ目には狂犬病予防法、それからもう一つが動物の愛護及び管理に関する法律、それから県条例であります。動物の愛護及び管理に関する条例と、この三つの法律をもとにして、私どもは仕事をしております。【スライド 25】

12 狂犬病予防法は獣医師の皆さん、ある程度おわかりだと思っておりますが、もう明らかに狂犬病の蔓延防止、公衆衛生の向上ですので、いわゆる愛護ではなくて管理の仕事です。それから、動物の愛護及び管理に関する法律というのは平成 12 年と 18 年に大きく改正されて、それまでは非常に理念的な要素が強い法律だったんですが、12 年改正と 18 年改正で具体的な内容が盛り込まれてきております。いわゆる取扱業、ペットショップに対する立ち入り指導であるとか特定動物の関係、それから愛護管理の普及啓発ということで、また、これらの法律の中には獣医師の中から狂犬病予防員を任命しなさいとか、それから動物愛護担当職員として

BSE(牛海綿状脳症)検査

■スクリーニング検査

- ・各食肉衛生検査所で検査
- ・検査材料:延髄かんめき部
- ・免疫生化学検査(エライザ法)
- ・陽性が出た場合は、国の機関へ、確認検査を依頼

■国の機関の検査

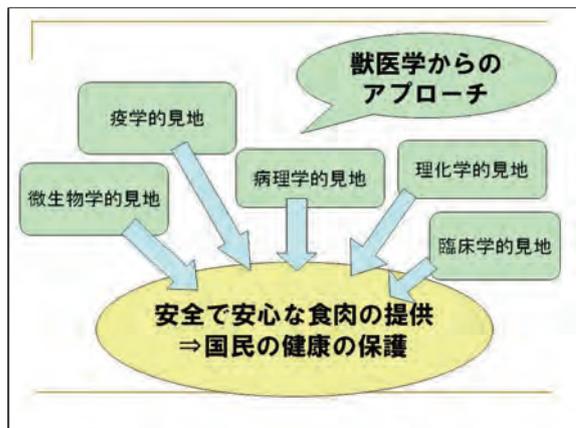
- ・免疫生化学検査(ウエスタンブロット法)と免疫組織化学検査の両方を実施
- ・いずれかが陽性であれば、検査結果を厚生労働省の専門家会議で検討して確定診断

【スライド 22】

食の安全安心

- 食肉センターに搬入された牛は、すべてBSE(牛海綿状脳症)検査で**陰性**が確認されたものしか市場に出せません。
- BSE(牛海綿状脳症)検査に加え、**特定危険部位を除去・焼却**することで、食肉の安全性が確保されています。

【スライド 23】



【スライド 24】

動物愛護管理業務の概要



【スライド 25】

業務の具体

- 狂犬病予防法に基づく業務
 - 目的: 狂犬病の発生防止、予防、撲滅
 - 犬の登録、狂犬病予防注射(市町)
 - 鑑札、注射済票未装着犬の抑留
 - 狂犬病予防員=獣医師
- 動物の愛護及び管理に関する法律
 - 目的: 動物虐待防止、動物の適正な取扱い、動物愛護思想の普及、動物による人の生命等に対する侵害防止
 - 動物取扱業の登録、立入り指導等
 - 特定動物の飼養保管許可、立入り指導等
 - 動物愛護管理に関する普及啓発事業等
 - 動物愛護担当職員=獣医師等
- 動物の愛護及び管理に関する条例(県条例)
 - 目的: 動物愛護思想の高揚、動物の健康と安全の保持、及び、動物による人の生命等に対する侵害防止
 - 動物愛護監視員=獣医師

【スライド 26】

兵庫県の動物愛護行政の変遷(管理→管理+愛護)

【スライド 27】

獣医師等をあてなさいとか、それから条例においては動物愛護監視員として獣医師の位置づけということで、法律の中で獣医師の一定の位置づけを持ってあります。

【スライド 26】

きょう細井戸先生のお話にも若干ありますが、いわゆるペット動物を取り巻くこれらの法律なんですが、昭和25年に狂犬病予防法が施行されまして、県であれば、その後、昭和35年、飼い犬条例、それから昭和51年に危険動物条例、それから平成5年に動物愛護管理条例ということで、いわゆる昭和25年に狂犬病予防法が施行されまして、当然、私も生まれてませんが、戦後、狂犬病が国内で蔓延したときに狂犬病予防法が施行されまして、いわゆる狂犬病予防注射の義務づけであったり、登録の義務づけであったり、あるいは鑑札注射済票をつけていない犬の抑留行為であったりということで、昭和32年を最後に、狂犬病は国内での発生は見えておりません。ただ、逆の言い方をすると、一部の方々たち、我々もある意味、そうかなと思ってありますが、これほど実効性を上げた法律はないとも言われています、数年で狂犬病を国内から少なくとも根絶したという結果論においては。

それから、昭和49年にいわゆる動物を管理するだけ

ではなくて、愛護も取り組むべきだということで、当時は保護だったんですが、ということで当時、総理府が所管しておりましたが、動物の保護及び管理に関する法律というものが昭和49年にでき上がっております。ただ、これは先ほども申しましたとおり、いわゆる理念、具体的な規定はほとんどございませんでした。

それから、昭和51年にはいわゆる神野寺、どこの県か忘れましたが、お寺で飼ってたトラが逃げ出して大ごとになりまして、これから各都道府県レベルでいわゆる危険動物を飼うに当たっては許可が要りますよという規制がこのあたりから加わってきております。

それから平成5年、これは兵庫県の条例なんですが、いわゆる管理だけやっても、若干きょうも猫のお話であったり、震災時の動物救護の話であったりしますが、それにも関連しますが、いわゆる管理だけやってももともとの原因の根絶にはならないということで、動物の適正な飼い方であるとか、動物愛護というものをもうちょっと一般の方にも動物を飼ってない方も含めまして指導なり啓発をしていかなければいけないという形で、兵庫県では平成5年に動愛条例というものをつくり、平成10年にその拠点施設となる動愛センターをつくりました。【スライド 27】

動物愛護センターについて

- 平成2年「動物行政あり方検討会」
- 平成5年「動物の愛護及び管理に関する条例」制定
- 平成10年4月「人と動物が調和し共生する社会づくり」の基幹施設として尼崎市に動物愛護センター設置
- 平成17年8月龍野支所、平成19年4月三木支所、平成19年10月淡路支所設置

【スライド 28】

県の動物愛護管理行政の所管及び管轄地域

所 管	管 轄 地 域
動物愛護センター	尼崎市(動物愛護センター) 園林北及び青木町(動物愛護センター)
動物愛護センター	三木支所(三木市) 三木市(三木市)
動物愛護センター	龍野支所(龍野市) 龍野市(龍野市)
動物愛護センター	淡路支所(淡路市) 淡路市(淡路市)
動物愛護センター	高砂支所(高砂市) 高砂市(高砂市)

【スライド 29】

それから、動愛センターができて以降、平成10年に設置してから、平成17年度から19年度にかけては動愛センターの支所を3支所、兵庫県の場合は設けております。こんなぐあいですが、但馬が若干まだ未整備状態になっておるんですが、これが支所の内部施設です。犬を収容する部屋があったり、いわゆる多目的室として講習会をしたり、あるいはしつけ方教室ができるようになってたり、あるいは譲渡用の部屋があったり、あるいは処置、治療室、あるいは簡易な検査ができるような検査室ということで、センター並びに支所については整備しております。【スライド28-30】



【スライド30】

具体的な動物愛護業務って一体何をしてるのかということになりますと、ここに書いてあります業務をセンター関係では日常やっております。約11事業ございますが、今までお話に出てきました犬のしつけ方教室であるとか、ふれあいであるとか、あるいは犬、猫を中心とした譲渡であるとか等々行っております。ただ、それぞれの事業について、そろそろ転換期を迎えつつあるのかなと私自身は感じております。

【スライド31】

これは事業風景なんですが、左の上が講習会の風景であったり、右はいわゆる譲渡犬の同窓会の風景であったり、それからふれあいであったり、あるいは子供たちを対象にいろんなテーマを設けるんですが、いわゆる夏休みセミナーであるとか、春休みセミナーなんていうものも行っております。【スライド32】

愛護業務



- 動物関係展示事業
- 動物愛護思想啓発講習会
- 動物愛護フェア
- 県民フォーラム
- イヌのしつけ方教室
- 動物の適正飼育啓発
- 動物とのふれあい事業
- 動物の譲渡事業
- 県民の動物愛護活動の支援
- 動物に関する情報収集、調査研究、情報提供
- 負傷動物等の収容

【スライド31】

次に管理業務のお話なんですが、きょうお話を聞いて非常にリンクする部分があるなと思っておりまして、いわゆる特定動物の許可指導、この特定動物と言われるのは先ほどお話が出ました、これ野生動物です、指定されてる動物。指定された野生動物を飼う場合にあっては知事の許可をとりなさいと書いてあります。この中にはニホンザルもおれば、それからいわゆるニシキヘビ関係、それから極端な話、動物園等も対象になるんで、当然、トラ、ライオン、ゾウ等々ございますが、一番問題になるのはやはり個人飼育の方が野生動物を飼おうとする。正直言いまして、テレビの影響も私は非常にあるんじゃないかなと考えております。野生動物をある意味、犬、猫と同じようなペットとして見る風潮であったり、あるいはそれにかわい姿だけが残ったりということで、すべての動物と人との関係については、私はペットであろうと野生動物であろうと、それぞれ距離感というものが非常に大切な要素になっておると思っております。私の個人



【スライド32】

管理業務

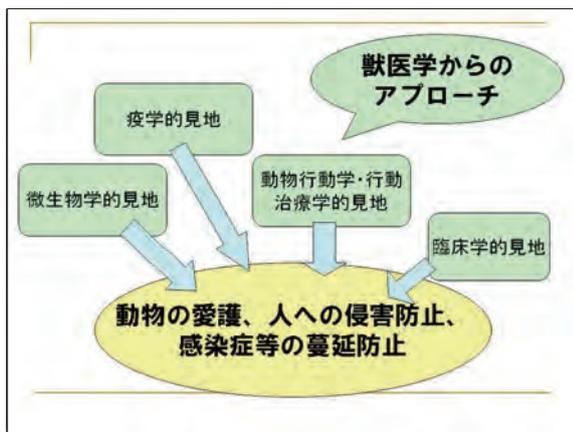


- 特定動物の許可・指導事務
- 動物取扱業の登録・指導事務
- 動物由来感染症対策(狂犬病予防対策含む)
- 危害等の恐れのあるイヌの収容
- 侵害防止についての動物の飼い主の指導
- 飼えなくなった犬・ねこの引き取り
- その他動物の管理にかかわる事務

【スライド33】



【スライド 34】



【スライド 35】

的な意見としましては、当然、野生動物は飼うべきじゃないし、人が手を出すべきじゃない、距離感を持って見る動物であり、あるいはすみ分けをすべき動物であると考えております。ただ、いかんせん飼いたがる方が多いというのも事実です。

それから、それに付随しまして、いわゆる由来感染症の問題。これは狂犬病予防対策だけでなく、鳥インフルエンザももちろんでございます。昨年の10月に、今まで鳥インフルエンザにつきましては、いわゆる農林部局の家畜伝染病予防法に基づく高病原性鳥インフルエンザ、これは家伝法で昔から対象とされておるものです。それから、野生の鳥に対して環境省が一定の対策マニュアルを出しました。その結果、陽性事例が出ております。それから、昨年の10月に同じく環境省の動物愛護管理室が飼育鳥のいわゆる鳥インフルエンザの対策指針を出しました。我々はどちらかという衛生分野になりますので、やはり観点としましてはいわゆる鳥インフルエンザを動物由来感染症としてとらえる。その観点から対策が必要であろうと考えております。ただ、これは行政の獣医だけでできるものではないです。当然、ある意味、すべての獣医師、すべての分野の獣医師の方々が協働して協力して対応し

ていかないといけない事例であろうと思っております。これは高病原性鳥インフルエンザだけではなく、今後、動物由来感染症全般に対して、多分、言えることだろうと思っております。

それから、あとは従来から言われます犬の収容であるとか、あるいは飼えなくなった犬の引き取りであるとかというものは相変わらずやはりあります。犬についてはかなりやはり一般の方の飼い方に対する意識が変わってきたこともございまして、どんどん処分頭数は全国的に下がってきております。ただ、猫は下がりませんが、なかなか、これが現実です。兵庫県の場合、大半がいわゆる目もあいてないような子猫の引き取り、いわゆる飼い主が判明しない、これが非常に多いです。

【スライド 34】

管理業務、野良犬は少なくなったといっても、ちょっとスライド見にくいんですが、犬は御存じのとおり、野に放たれば生きていく手段としてどんどん集団化をします。若干、この左上のスライドで、これはあるところでの犬が集団化して非常に危険なので何とかしてほしいという苦情に基づいて撮影した写真です。ここに写真に写ってるだけで四、五頭が集まっていますかね。それから右上が先ほど申しました、実際、このようにニシキヘビを個人で飼われてる方もおられます。それから右下はペットショップの規制が今後、どんどん法律上、強くなる状態になってくるんですが、いわゆるペットショップの責任者を対象にした法律に義務づけられている講習会の様子です。このような動物の愛護管理につきましても、獣医師としては由来感染症の関係であれば当然、微生物学的な、疫学的な見地から、それから犬については引き取り、あるいは猫についてもそうなんですが、昨今、大分少なくなってきたんですが、かむからとか、かんだからとか、ほえるからとか、うなるからとかということで引き取りを求められる方もあるので、そのような方については一定、行動学であったり、行動治療学的な見地からもアプローチをしなければいけないし、現状、一定しております。それから当然、臨床学的な見地も必要になってくるということで、これらをもって動物の愛護なり人への侵害防止、あるいは感染症の蔓延防止ということに寄与しております。【スライド 35】

最後に福島県の動物救護について、細井戸先生からも若干お話がございましたが、私ども、兵庫県の職員が現地、福島県動物救護本部の支援に若干行っておりますので、その概要についてお話をさせていただきます。【スライド 36】



【スライド 36】

福島県動物救護活動支援

動物愛護センター・各支所・豊岡HWOの「動物愛護管理担当職員」及び「動物管理車等」を派遣

福島第1原発20km圏域内の犬・ねこの収容・保護作業に従事

【第1クール】
H23. 6. 13~8. 22:実人員29名、延べ人員142名
実活動期間44日間

【第2クール】
H23. 10. 23~11. 19:実人員12名、延べ人員60名
実活動期間20日間

計 実人員41名、延べ人員202名、実活動期間64日間

【スライド 37】



【スライド 38】



【スライド 39】

福島第一原発の20キロ圏域内の犬、猫の収容保護作業に入りました。第1クールとしましては、昨年の6月13日から8月22日、実人員29名、実活動期間44日間、それから第2クールとしましては、平成23年10月23日から11月19日まで、実人員12名で実活動期間は20日で、合計41名、64日間、兵庫県として職員を送り込んでおります。【スライド37】

これはよく見られる図で、20キロ圏内、30キロ圏内ということで、我々がいったのは20キロ圏内の地区へ入ってっております。私自身も合計3週間、実活動としては15日間になりますが、現地へ入らせていただきました。

これはいわゆる圏域内で、なおかつ津波等に襲われた地区でございますが、何もございません、全く。これは途中で道路がなくなっております。我々、現場へ20キロ圏内にずっと入っていくんですけども、当然、土地勘がございませんのでナビが頼りなんですけども、ナビどおりに行くと途中で道が水没してるというところもございました。これもそうです。私自身、初夏から秋口にかけて計3回行ったんですが、最も問題やなと思ったのは、いわゆる20キロ圏域内が復旧すらできてない、まだまだ復興にもいかない、この辺は明らかに原子力の影響を受けて、宮城、岩手とは違った様子が出てきてる。【スライド38-39】

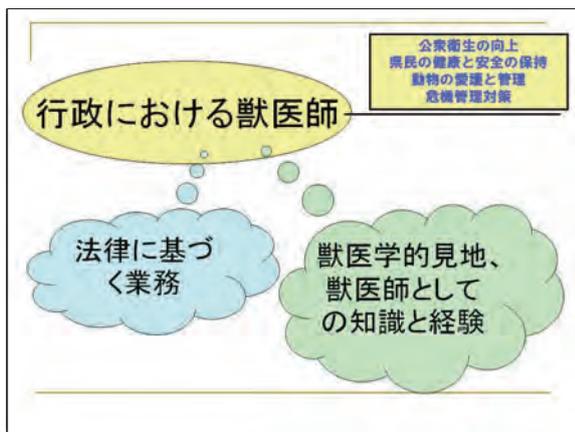


【スライド 40】

実際の収容活動ですけども、いわゆる飼い主さんがそのまま圏域外へ出るに当たって、犬、猫等を大抵の方は放されたんです。一時立ち入り時に、あわせて私どもから出向いて行って、飼い主さんがいわゆる自宅の周りにうろついていた犬を係留されて、その係留されたものを積み込んで、福島県の指定するシェルター施設へ輸送したという活動が第1クールです。第2クールは、さらにいわゆる放浪してる犬の収容に当たりました。これが福島県の動物救護本部がつくっております2カ所のシェルター、いわゆる第1シェルターと第



【スライド 41】



【スライド 42】

2 シェルター、三春シェルターと現地の方は言われま
すけども…。ちなみに阪神・淡路のとき、兵庫県南部
地震の動物救援本部としては、同じく二つのシェルター
をやはり持ってました。神戸市内に一つ、それから三
田市内に一つという形で持っておりました。

若干、特に細井戸先生のお話とダブるんですが、当
然、福島県の方が日常飼われてる犬の飼い方、猫の飼
い方と、東京都内で住んでおられる方の犬、あるいは
猫の飼い方、あるいは神戸市内に、兵庫県下で住んで
おられる方の犬、猫の飼い方は違います。それから、
犬、猫に対する飼う目的であったり価値観であるとい
うのも違います。当然、今後、ここにシェルターに入っ
た動物というのは返還されるなり、新たな飼い主さん
に譲渡されるという形になりますけども、自分が、そ
の神戸市内の方が、兵庫県の方が飼ってる飼い方が福
島県の飼い方とは全く違う。その辺で当然、犬、猫の
育ち方も違う、健康管理も違う。この辺が、多くは私、
現地の人間ではないので余り語りたくはないんですが、
その辺が今後、こういう災害時には非常に大きな
問題になってくるかなと思っております。

以上、いろんなお話をざっと流させていただきま
したが、行政における獣医師というのは、いいも悪く

も常に法律というものがつきまとう仕事でして、その
法律の中で獣医師という位置づけがある中で、いわゆ
る獣医学的見地から専門的にアプローチしていくとい
う形が我々の立ち位置かなと思っております。どうも
ありがとうございました。【スライド 40-42】

